(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦一隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年四月六日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年四月十九日（予備、同月二十日から同月二十七日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

○東北地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月六日

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩手県下閉伊郡山田町豊間根第二地割六三番一から同町豊間根第二地割三三番八まで	前	一〇・七〇～二七・二〇メートル	二〇・六〇～五八・四〇キロメートル
	後	一〇・七〇～二七・二〇メートル	二〇・三八四

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦一隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年四月六日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年四月十九日（予備、同月二十日から同月二十七日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦一隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月六日

東北地方整備局長　縄田　正

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四十五号　岩手県下閉伊郡山田町豊間根第二地割六三番一から同町豊間根第二地割三三番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月六日

○関東地方整備局告示第二百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八王子市中野山王二丁目五六八番一から同市中野山王二丁目六七三番七まで	前	二八・〇八～四二・六二メートル	〇〇・一九五キロメートル
	後	三〇・六二～五二・八九	〇・一九五

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
十六号　松本市渚一丁目二八九番一から同市渚一丁目二九一番五まで（ただし、関係図面に表示する範囲のみ）　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月六日

○関東地方整備局告示第二百二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

別表の指定番号九の項指定をした日欄中「平成二十二年三月二十六日」を「平成二十七年三月二十六日」に、指定の有効期間欄中「平成二十二年三月二十八日から五年間」を「平成二十七年三月二十八日から五年間」に改める。

○北陸地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月六日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
八号　糸魚川市押上二丁目四二番二から同市押上二丁目八一四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月六日